

取引信用
保 険

重要事項のご説明

全力
サポート
宣言

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、取引信用保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約・特約書に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

この書面における主な用語についてご説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支 払 限 度 額	当社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
主 契 約	売買契約等の保険の対象となる契約をいいます。
事 故	売買契約等に基づく債務を債務者が履行しないことにより被保険者に損害が発生したことをいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

普通保険約款

+ 各種特約

+ 特約書

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

被保険者は、保険申込書(保険申込書に添付の明細を含みます。以下同様とします。)の被保険者欄に記載された方となります。

②保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は以下のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約・特約書をご確認ください。

ア. 次のいずれかの場合において、債務者が主契約(注)に基づく債務を履行しないとき

- ・債務者に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立があった場合
- ・債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ・債務者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮差押命令が発せられた場合または保全差押としての通知が発せられた場合
- ・債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をした場合または財産分離の請求がなされた場合
- ・債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1年間を経過してもその債務者の生存が確かめられない場合

イ. 債務者が債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過しても債務を履行しない場合において、当社がその債務につき履行の見込がないと判断したとき

(注)主契約

被保険者が債務者と締結した、保険証券に記載された契約のことをいいます。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約・特約書をご確認ください。

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって発生した損害

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)

※受付時間[平日9:00～17:00]
(土・日・祝日および年末年始は休業
させていただきます)

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]
※IP電話からは**0276-90-8852**(有料)に
おかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]

(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって発生した損害
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって発生した損害
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって発生した損害
- ・被保険者が、未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に発生した損害
- ・商品瑕疵があったことによって発生した損害
- ・被保険者が、債務者が債務を履行していないことを知りながら、その債務者と締結した主契約について発生した損害
- ・被保険者が、債務者が「(2)補償内容 ②保険金をお支払いする主な場合 ア」(1ページ)に該当することを知りながら、その債務者と締結した主契約について発生した損害
- ・債務の弁済期日から起算して特約書に記載された期間を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって発生した損害 など

④お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約・特約書をご確認ください。

ア. 当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1 債務者についての保険金の額は、保険証券または特約書添付の明細に記載された支払限度額を限度とします。

$$\text{保険金} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合(注1)}$$

イ. ア. の損害の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{損害の額} = (\text{未回収債権額(注2)} + \text{遅延利息(注3)})$$

$$- \left[\begin{array}{l} \text{被保険者が債務者に対して} \\ \text{負う債務の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{未回収債権額(注2)} \\ + \text{遅延利息(注3)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{被保険者が債務者に対し} \\ \text{て有する債権総額(注4)} \end{array}} + \begin{array}{l} \text{担保権行使による} \\ \text{回収額および} \\ \text{弁済を受けた金額(注5)} \end{array} \right]$$

ウ. 当社は、①に定める保険金に加えて、事故発生時の保険契約者または被保険者の普通保険約款に定められた下記義務に起因して被保険者が当社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。ただし、被保険者が担保権の行使による回収のために要した金額を除きます。

- ・損害の発生および拡大の防止義務

- ・債務者または第三者(保証人を含みます。)から弁済を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務

(注1) 縮小支払割合

保険証券または保険証券添付の明細に記載された縮小支払割合のことをいいます。

(注2) 未回収債権額

事故発生時において被保険者が債務者に対して有する未回収債権額とします。

(注3) 遅延利息

事故発生日までの遅延利息とします。

(注4) 被保険者が債務者に対して有する債権総額

事故発生時において被保険者が債務者に対して有する債権総額(被保険者が債務者に対して有する未回収債権額に事故発生日までの遅延利息を加えた額を含みます)とします。

(注5) 担保権行使による回収額および弁済を受けた金額

被保険者が担保権の行使により回収した金額(回収のために要した金額を差し引きます)および未回収債権につき被保険者が弁済を受けた金額とします。

(3) セットできる主な特約

セットできる特約については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

(5) 引受条件(支払限度額、保険証券総支払限度額、縮小支払割合)

契約概要

支払限度額	債務者ごとにお支払いする保険金の限度額のことをいいます。お支払いする保険金のうち、「(2)補償内容④お支払いする保険金ウ。」については、特約・特約書に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。
保険証券総支払限度額	1保険契約においてお支払いする保険金の限度額のことをいいます。保険証券総支払限度額については、お支払いする保険金のうち、「(2)補償内容④お支払いする保険金ウ。」についても適用されます。
縮小支払割合	お支払いする保険金の額を算出する際に、損害の額に乘じる割合のことをいいます。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険証券総支払限度額、縮小支払割合については、保険申込書の債務者ごとの支払限度額欄、保険証券総支払限度額欄および縮小支払割合欄にてご確認ください。

(6) 保険期間・補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間

保険期間は、原則、1年間です。実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

② 補償の開始時期

始期日の午前0時(保険申込書またはセットされる特約・特約書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(7) 保険の対象

契約概要

注意喚起情報

この保険の対象は、次に記載する債権です。

保険の対象となる債権

- ① 被保険者が債務者に対して継続的な売買基本契約に基づいて引き渡した商品または提供した役務等の対価として被保険者が取得した売掛債権
- ② 被保険者が債務者に対して継続的な販売委託基本契約に基づいて引き渡した商品または提供した役務等の売上代金として被保険者が取得した売上代金の精算に関する代金債権

(8) 契約方式

保険の対象となる債権の範囲は、契約方式により異なります。

① 債権発生方式

保険期間中に被保険者が取得した債権を保険の対象とする契約方式です。保険始期日前に被保険者が取得した債権(既発生債権)は保険の対象となりません。

保険の対象となる債権については、保険期間終了後に事故が発生した場合にも、この保険契約で保険金をお支払いします。

② 債権残高方式

保険期間中に被保険者が有する債権を保険の対象とする契約方式です。既発生債権も保険の対象となります。

保険期間中に事故が発生した場合にのみ保険金をお支払いします。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料(注)は、債務者の信用状況、債務者ごとの支払限度額、過去の事故の発生状況等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまに払い込みいただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払(注)と、割増なしで複数回に分けて払い込む分割払(大口分割払)があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収書を発行することとしておりますので、お確かめください。

- ② ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替の場合、保険料払込期日(注1)に口座振替により保険料が払い込まれるよう保険料相当額を指定口座に預け入れてください。保険料払込期日に保険料が払い込まれなかった場合は、保険料払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注2)に保険料の払い込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできません。

また、契約を解除する場合があります。

(注1) 提携金融機関ごとに当社が定める始期日翌月の期日をいい、月払の場合は以降毎月同様とします。

(注2) 保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払い込みを猶予します。

<初回保険料口座振替特約がセットされた契約で初回保険料引落し前に事故が発生した場合の取扱い>
原則として、保険金のお支払いには代理店・扱者または当社へ初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注) ご契約時に当社に提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、代理店・扱者または当社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

(1) 次の通知事項が発生するときは、あらかじめ代理店・扱者または当社までご連絡ください。あらかじめご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(注)がありますのでご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項

- ① 被保険者が合併または解散すること、あるいは被保険者に対する破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立がなされること
- ② 主契約の内容を変更すること
- ③ 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ④ ご契約時のご提出いただいた不付属書類の記載内容に変更が生じる場合
- ⑤ 上記のほか、特約・特約書において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生すること

(2) 次の通知事項が発生したときは、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。遅滞なくご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(注)がありますのでご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項

特約書において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(3) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なくご連絡ください。

保険契約者の住所または連絡先を変更した場合

(4) 上記(1)から(3)に該当しない場合でも、保険申込書記載事項に変更が発生した場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

2 解約と解約返れい金について

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、取消、失効について

注意喚起情報

次の事由に該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いについては次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- (1) 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、ご契約は取消となることがあります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。
- (3) 保険契約締結の後、主契約が解除された場合および譲渡された場合は、ご契約は失効となります(ただし、主契約を解除する場合において、損害を発生させた債務者との間の主契約を解除し、その債務者に対する商品の引渡を停止する場合を除きます。また、主契約の譲渡については、譲渡される前にあらかじめ代理店・扱者または当社までご連絡いただき、当社が書面で承認した場合は除きます)。既に払い込みいただいた保険料の取扱いについては、ご契約の普通保険約款、特約・特約書をご参照ください。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

主契約に関する書類もしくはその履行状況を調査させていただくことがあります。正当な理由がなくこの調査を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれ

も海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは 当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ([https:// www.aioinissaydowa.co.jp/](https://www.aioinissaydowa.co.jp/))をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を含みません）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

6 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 債務の不履行・遅延の発生

債務の不履行や遅滞等が発生したときは、状況に応じて、次のとおり督促などを行ってください。督促などを行っていただかない場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります（ただし、ご契約の特約・特約書により以下と異なる「督促が必要となる時点」、「督促方法」を定めた場合は、その内容により督促などを行ってください）。

督促が必要となる時点	督促方法
債務不履行発生時	遅滞なく督促を行い、当社に通知
特約書記載の期間を経過しても債務を履行しない時	債務の履行見込を当社に通知

(2) 事故の発生

①損害が発生した場合には、当社まで書面でご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(3) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は、普通保険約款・特約・特約書をご確認ください。

(4) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、次表の書類のうち当社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等をご申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか(4)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	・委任状 ・印鑑証明書、資格証明書 ・商業登記簿謄本 ・法人登記簿謄本 ・戸籍謄本 など
(4) 保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・契約書等の書類 ・債務者が保険金の支払事由に該当することが確認できる書類 など
②損害額を証明する書類	
書類の例	・請求金額の計算書 ・損害内容申告書 ・現金出納帳、資金台帳、資産台帳、入出金伝票、入出庫伝票、在庫棚卸帳 ・領収証、仮領収証、支払証明、支払伝票、出庫伝票 ・担保権の行使による回収額およびその回収のために要した費用ならびに弁済を受けた金額を確認できる書類 など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） ・権利移転通知、権利移転書 など

(5) 保険金のお支払時期

当社は「(4) 保険金の支払請求時に必要となる書類等」に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約・特約書に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求については時効（3年）がございますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約・特約書をご確認ください。